

九州工学教育協会工学教育コンテンツ投稿規定

この規定は、九州工学教育協会(以下「本会」という。)が編集する「工学のトビラ」への工学教育コンテンツの投稿に関する事項について定める。

(目的)

第1条 工学教育コンテンツ掲載の目的は、中高生や教員に、工学とは何か、そしてそれがいかに重要であるかを知ってもらい、工学に興味を持ってもらうことにある。そして、学習内容が何の役に立っているかを知ってもらい、中高生の勉学意欲を刺激することを目標とする。

(著者)

第2条 著者および共著者には本会会員であることを問わない。

(コンテンツの内容と作成方法)

第3条 コンテンツの内容と作成方法は以下のとおりとする。

1. 身近な製品を例にとり、中学高校の数学や物理、化学で学ぶ原理原則と工学の二つによってはじめて役立つモノができていることを示す。
2. できるだけ高校1年生までの学習内容に対応したものとする。ただし、それ以降の学習内容に対応したものを排除するわけではない。
3. 原理の追求を目的とする理学に対して、工学が目標(製品、方法、応用)を強く意識したものであることが感じられるものが好ましい。
4. 利用者の興味を惹く内容であり、可能な限りわかりやすくイメージしやすい記述とする。したがって、学問的論理構成の正確さは多少犠牲にしてもよい。
5. 研究紹介や理科にならないように注意する。
6. スマートフォンで手軽に読むことのできる構成や内容とする。
7. 文字数400字～800字程度、図表2つ～3つ程度で作成する。
8. 動画や音声の利用も可とする。ただし、著者がファイルをアップロードした動画サイト等のリンクをコンテンツに貼っておく。
9. メインタイトルは利用者の興味を惹くものにし、サブタイトルには一般的な製品名などを入れてもよい(内容によってメインとサブを入れ替えても良い)。
10. 関わりの深い単元や教科書に出てくるキーワードを複数記載する。
11. 著者の所属機関と氏名を記載する。

(倫理指針)

第4条 以下に該当するものは受け付けない。

1. 個々の企業の製品や研究の紹介など、宣伝の要素が濃いもの。
2. 青少年に好ましくない影響を与える内容を含むもの。
3. 宗教や思想に関係する内容を含むもの。

(著作権と責任)

第5条 本コンテンツの内容についての責任は、すべて責任著者が負い、著作権は著者に帰属する。したがって、オリジナルの図表を使用することとし、そうでない場合は著者の責任で使用許可を得ることとする。また、本コンテンツはオープン教材であるため、下記の規定に従った利用に対しては、投稿した時点でそれを認めるものとする。

(利用法)

第6条 本コンテンツはオープン教材であり、学校の授業や出前講義など、教育や啓発目的であれば誰がどのような形で利用しても構わない。ただし、出版物や収益を伴うイベントでの使用は禁ずる。また、使用者は必ず著者名も明示して利用することとする。

(投稿)

第7条 原稿の執筆は、本会で定めた作成要領に従ってテンプレートを用いて行うこととし、本会の投稿システムにより投稿されたもののみ受け付ける。その他の取り決めは以下のとおりとする。

1. 投稿された原稿には、個別の原稿受付番号を付与する。そして、本会への連絡にはこの原稿受付番号を用いることとする。
2. 原稿受付日は、本会の投稿システムにより著者が投稿を行った日とする。ただし、投稿原稿等に不備があった場合には、編集委員会が再投稿を依頼し、不備の解消が確認された日を原稿受付日とする。
3. 編集委員会から内容の加筆修正依頼(照会)をされた原稿については、改訂原稿の提出を要する。ただし、提出までの期限を最長半年とする。
4. 投稿後の著者および共著者の追加や削除、順番の変更は認めない。
5. 投稿原稿を審査の途中で取り下げる場合には、著者は、責任著者および共著者の署名入り理由書(原稿受付番号を併記)を速やかに編集委員会に提出する。

(審査)

第8条 掲載の可否は編集委員会が決定する。審査の結果、掲載可と判断された場合には、編集委員会より最終原稿の提出を依頼する。そして、編集委員会により掲載決定の通知がなされた日を当該コンテンツの採択日とする。一方、掲載否と判定された原稿については、その理由を付して結果を著者に通知する。

(プライオリティ)

第9条 コンテンツのプライオリティの発効日は、原稿受付日とする。

(コンテンツの公開)

第10条 本会のホームページに掲載する。掲載料は無料とする。

(規定の改定)

第11条 本規定の変更は編集委員会の承認を必要とする。

2018年8月1日 制定